

庄原警察署 ☎0824-72-0110

特殊詐欺が発生！みんなの力で特殊詐欺ゼロへ！

本年3月、本市で特殊詐欺被害が発生し、現金などがだまし取られました。

その手口は、市役所職員を名乗る者が電話で「保険の還付金がある」などと言い、ATMを操作させる『還付金詐欺』や、インターネット動画サイトの閲覧中に、突然「登録完了」の画面が現れ、連絡先に電話をすると利用料金や退会料金を請求される『ワンクリック詐欺』です。

詐欺の被害に遭わないためには、

▼不審な画面、メールなどは無視する！

▼慌てて、表示された電話番号に連絡しない！

▼即断よりも相談！必ず誰かに相談する！

など、よく確認しましょう。

この他にも、パソコンをフリーズさせたり、手紙・ショートメールサービスを使ったりして架空の料金を請求し、「裁判を起こす」などと不安をおおって現金や電子マネーを要求することなども、主な詐欺の手口です。

《オトモポリス》で安心安全 広島直警察防犯アプリ

皆さんがお住まいの地域で、どんな事件・事故が起きているか知っていますか？

広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」は、生活圏内で発生している事件や事故、不審者情報などをマップで一覧できる機能があります。

その他にも、防犯ブザーの機能や痴漢、不審者対策の機能などが備わっています。

ぜひ、このアプリをインストールして、さまざまな場面で安全安心のオトモとして活用してください。



国民健康保険・後期高齢者医療制度 6月から入院時の食事代の標準負担額が変わります

保健医療課医療予防係 ☎0824-73-1155 国保年金係 ☎0824-73-1158

6月から、入院時の食事代の標準負担額が表のとおり変更となります。

入院時の食事代の標準負担額とは

病気やけがなどで入院した際に、診療や薬にかかる費用とは別に、食事代として自己負担することになる1食当たりの金額のことです。この金額は世帯の所得状況によって決まります。

手続きが必要な場合があります

住民税課税世帯は、申請の必要はありませんが、住民税非課税世帯と低所得Ⅰ・Ⅱの人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

※ただし、オンライン資格確認システムを導入している医療機関では、マイナ保険証または被保険者証を提示して情報提供に同意すれば、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請・提示をしなくても、標準負担額とすることができます。（各医療機関にご確認ください）

■入院時の食事代の標準負担額（1食当たり）

所得区分	標準負担額（1食当たり）	
	令和6年5月まで	令和6年6月から
住民税課税世帯	460円	490円※2
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	90日までの入院	230円
	長期入院該当（過去12カ月で90日を超える入院）※1	180円
低所得Ⅰ（住民税非課税世帯かつ一定所得以下）	100円	110円

※1 「長期入院該当」の標準負担額とするには、申請が必要です。

※2 指定難病や小児慢性特定疾病など（県が交付する「特定医療費（指定難病）受給者証」や「小児慢性特定疾病受給者証」を持っている人）で入院する人は、1食当たり280円となります。

申請窓口
国民健康保険の場合
保健医療課国保年金係または各支所地域振興室
後期高齢者医療制度の場合
保健医療課医療予防係または各支所地域振興室